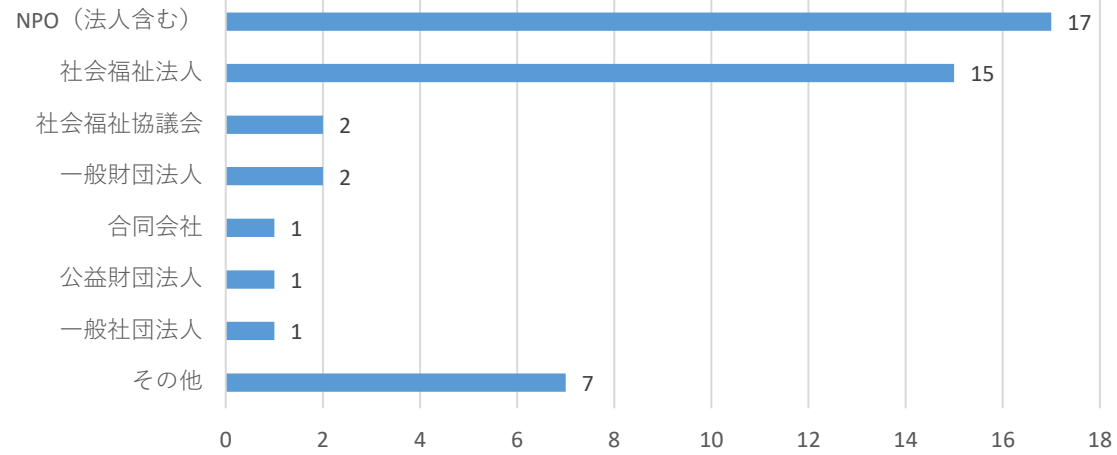


5 法人種別

n=46

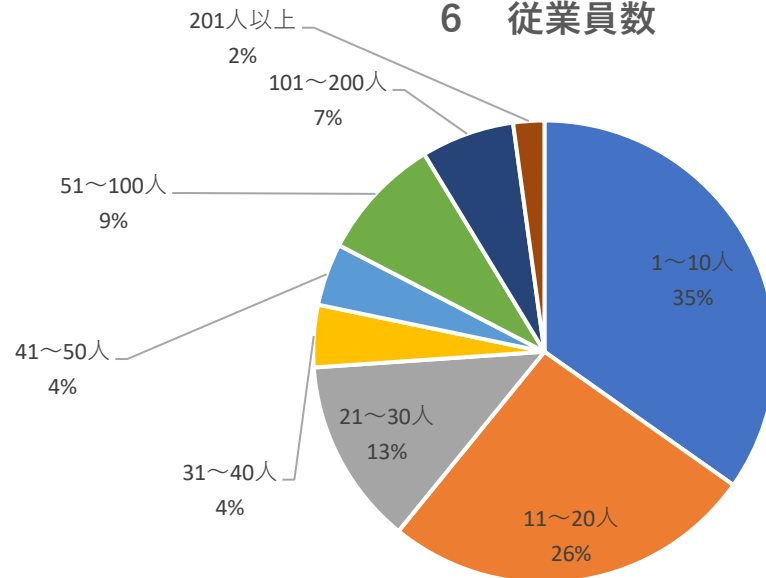


（その他）

任意団体
市民活動団体
非正規労働者の地域の労働組合コミュニティユニオン
非営利任意団体 市民ボランティア団体
有限会社

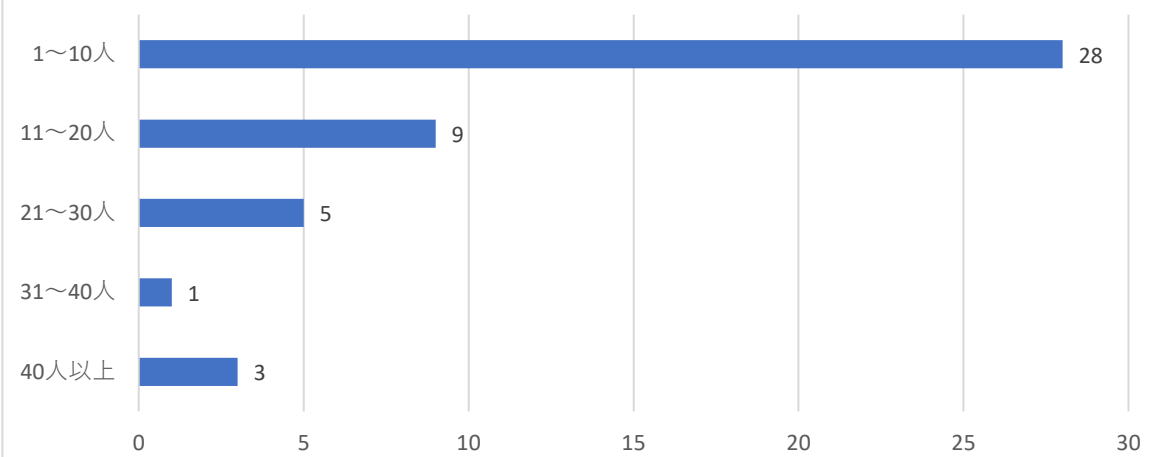
6 従業員数

n=46



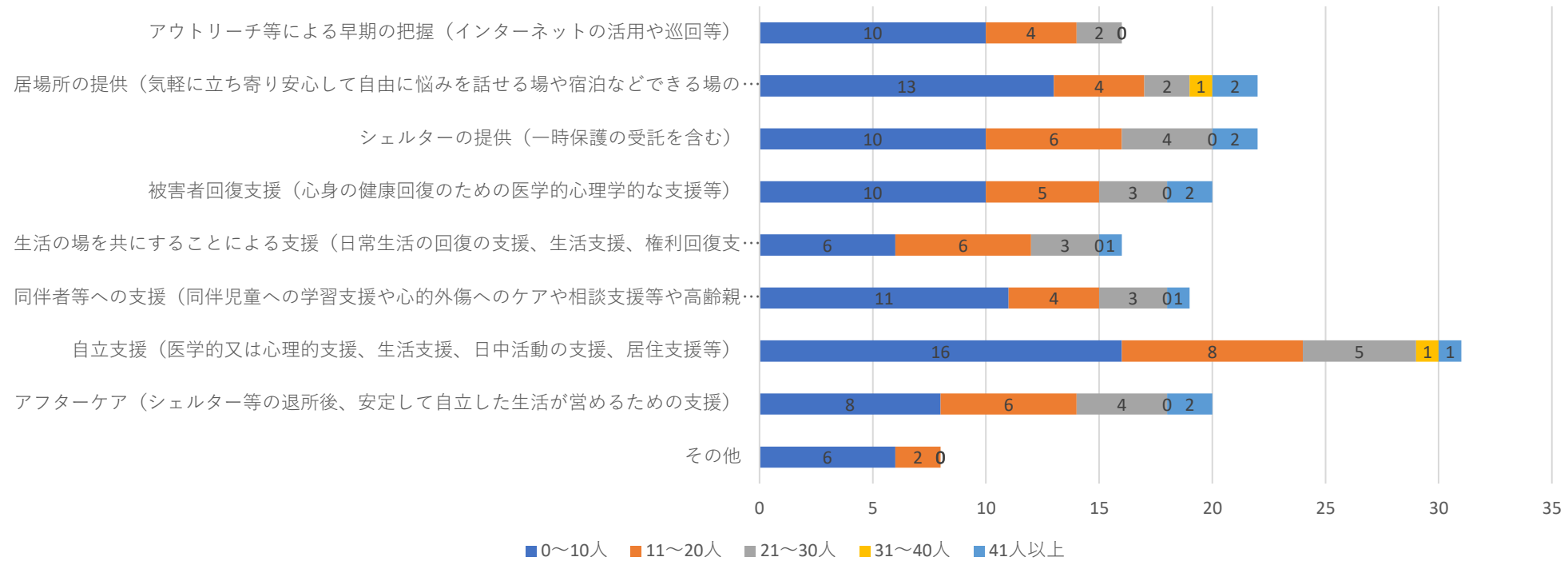
7 女性支援に携わる従業員

n=46



10 支援活動 ※複数選択可 (女性支援従業員数とクロス集計)

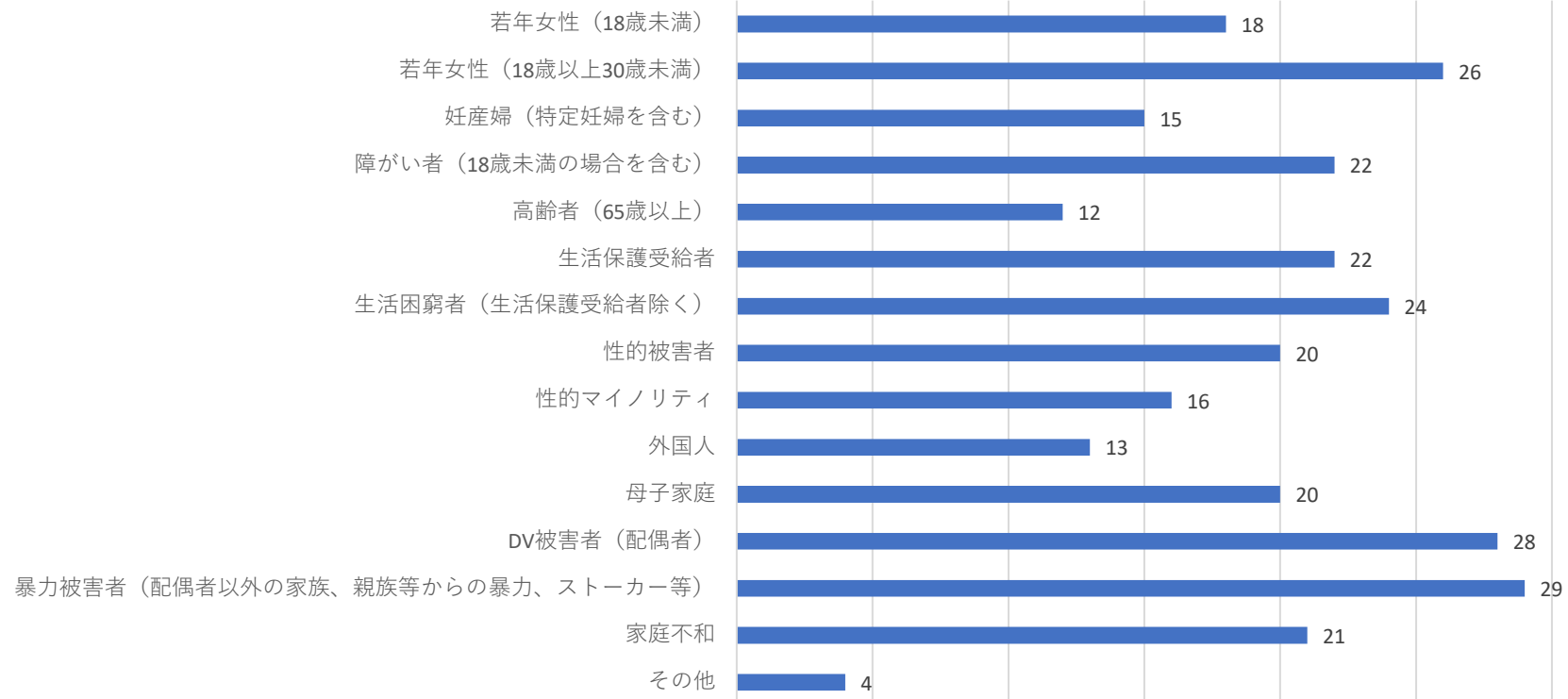
n=174



(その他)	従業員数	支援活動内容
1	1	家事育児サポート 食糧、物資の提供
3	3	HIV陽性女性への心的支援、高齢者や外国人への社会資源の紹介、
6	6	性的マイノリティの方を対象に自分のセクシュアリティに関して今まで誰にも話せず悩んでいた方の話を聞く、同じように悩んでいる人たちとの交流の場を作る、任意後見人の請負など法的な支援
12	12	多言語による電話通訳サポート
16	16	依存症女性の施設運営
32	32	社会教育・研修、イベント
34	34	さまざまな理由で、同伴の児童のみを一時保護をしている
44	44	電話相談

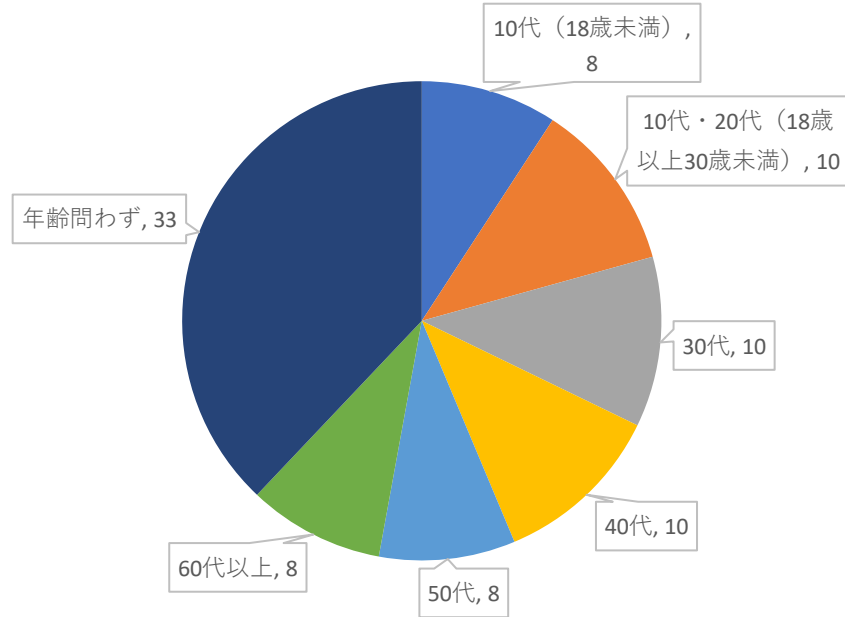
1 1 主な支援対象者 ※複数回答可

n=290



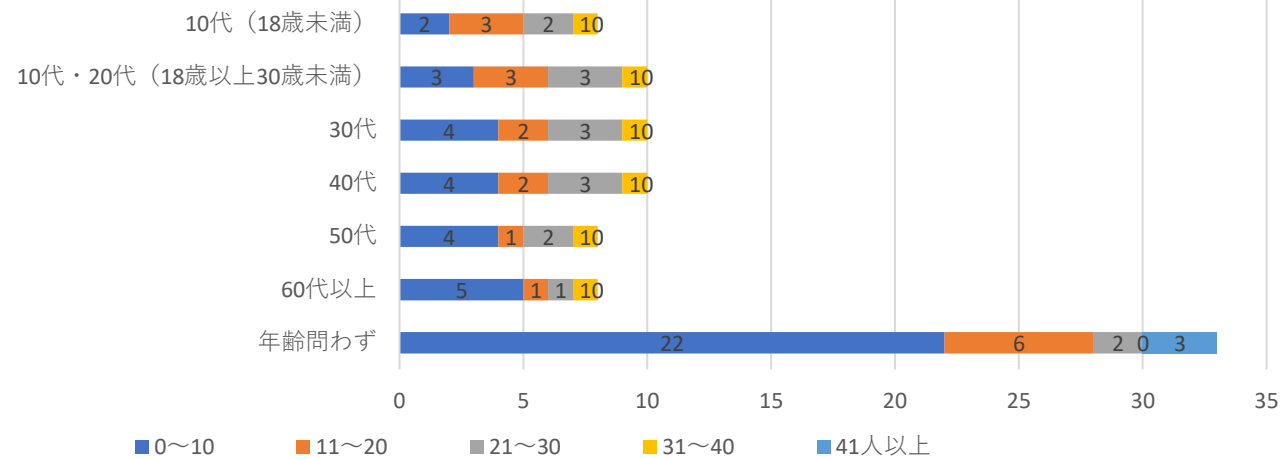
(その他)	16	発達スペクトルに入る方で 依存症に陥ってる方
	34	さまざまな理由で、同伴の児童のみを一時保護をしている
	40	一時保護の受託契約は交わしているが、ケース受け入れに関してはいまだにゼロ。
	44	女性として生きる上での心理的困難を抱えた人、すべて。

1 2 支援対象者の年齢 ※複数選択可 n=87



1 2 支援対象者の年齢 ※複数選択可 n=87

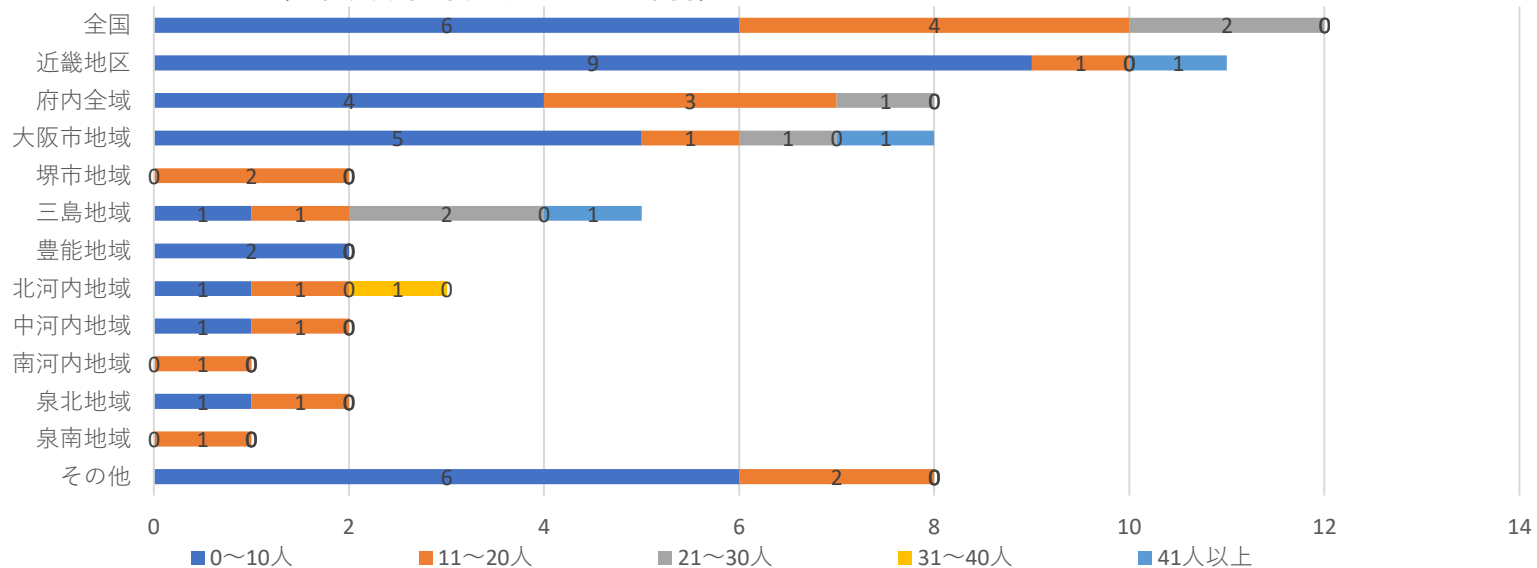
(女性支援従業員数とクロス集計)



1.3 活動地域 ※複数選択可

(女性支援従業員数とクロス集計)

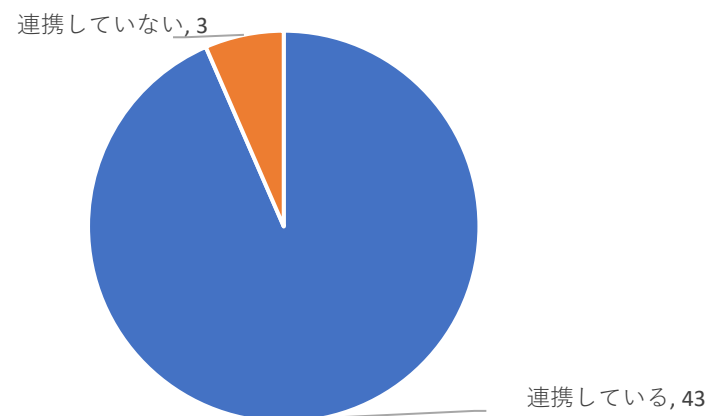
n=65



(その他) 1	大阪市内を中心とし、全国からの相談サポート依頼に対応しています。直接支援が難しい場合には他団体と連携しています。
17	東京都
22	茨木市を活動拠点とする。
26	広域入所受け入れ（大阪市内からの入所を受け入れ連携している）
30	八尾市内
31	北摂地域
42	茨木市
44	奈良県

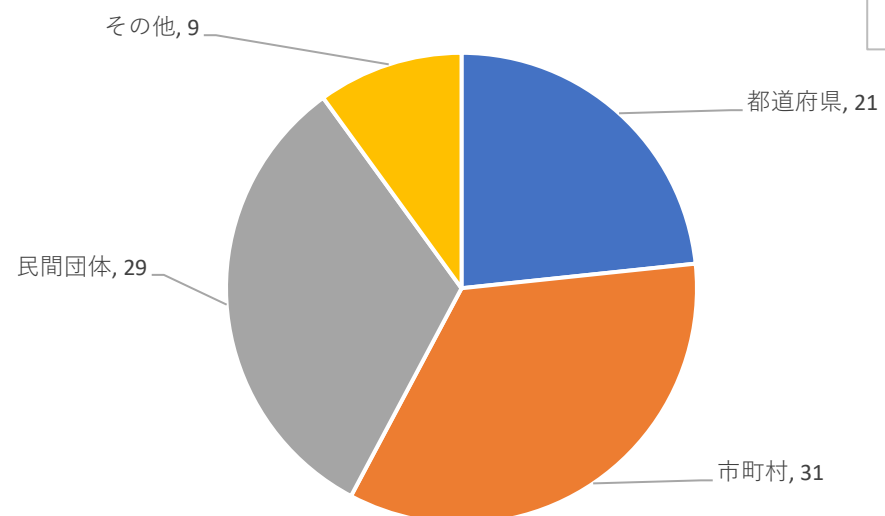
1 7 関係機関との連携

n=46



1 7 - 2 連携している場合の連携先 ※複数回答可

n=90

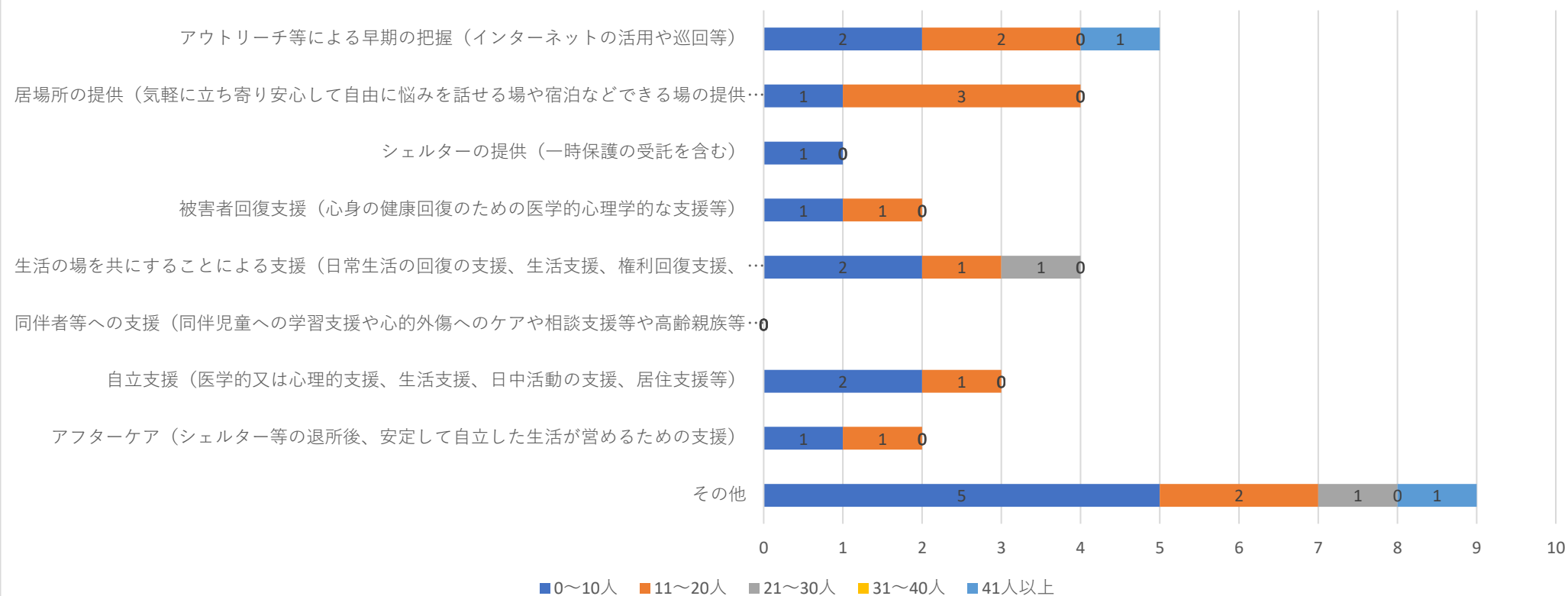


(その他)

病院、医師、医療機関
弁護士
国
社会福祉協議会・包括支援センター
性暴力救援センター
不動産屋、
DV相談+
障害福祉相談支援事業所

18 今後取り組みたい支援（現行の支援を除く）（女性支援従業員数とクロス集計）

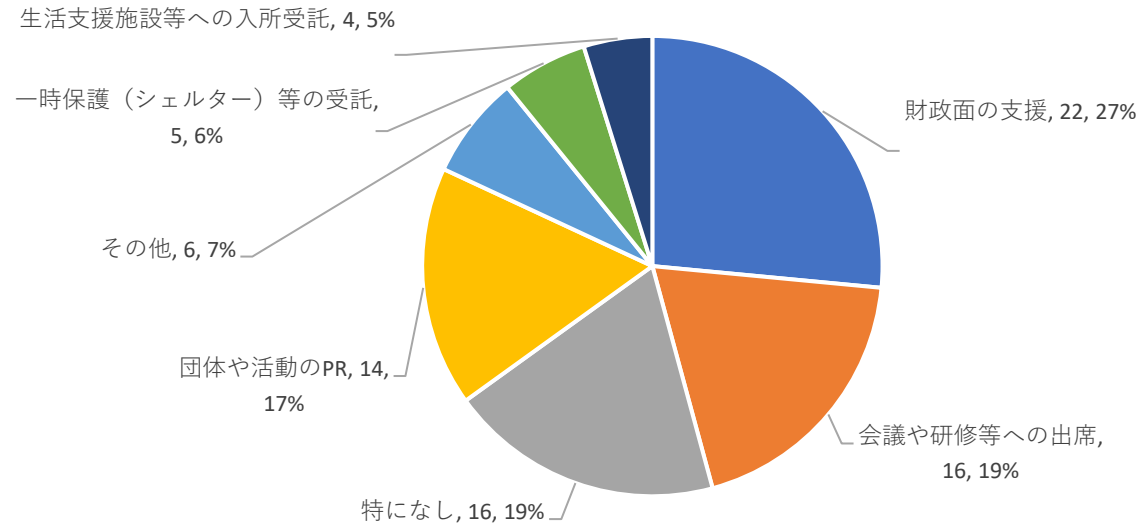
n=30



(その他) 1	<p>繁華街に集まる若者らの支援をしているが、アウトリーチをしても支援に出口がなく、相談サポート対応や物資の支援をしても対処療法にもならず、犯罪の被害者加害者となっていく現状がある。 繁華街に行かせないようにする対策を幼少期から親子丸ごとサポートすることをローカルで進めていく必要がある。</p>
6	<p>性的マイノリティの女性同士で交流できる場をもっと頻繁にもちたい</p>
7	<p>昨今の相談内容や被害内容が多様化し、巧妙になってきており多様化に対応できるな総合的な複合支援施設の設置運営活動など取り組めるように予定（目標）しています。</p>
15	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2週間の短期の利用と救護施設のような長期利用の中間的な支援を実施したい。長期施設に入所するほどではないが、2週間で支援するのは難しい方を施設近隣のマンション等を利用してもらい、見守り支援を行いたい ・ 支援が必要な人へのアウトリーチ。本人のいる場所へ職員を派遣したり、必要であれば、施設入所の際に迎えに行くなどの対応をしていきたい。 ・ 生活ケアセンター退所後に一人暮らしになった人へのアフターケアの実施
16	<p>累犯者のサポート</p>
29	<p>上記内容、全てやっています。</p>
32	<p>社会教育・研修、イベント</p>
44	<p>他の相談機関の相談員や担当職員との交流。 SNS相談。 性暴力被害、DV被害等のテーマを持たない、孤立・孤独を防ぐためのおしゃべり会のような小規模のサポートグループを地域に作ること。</p>
46	<p>現状の問題を大阪府や議員さんたちに一緒に今後の支援について考えてもらい今ある支援をさらに充実させていく</p>

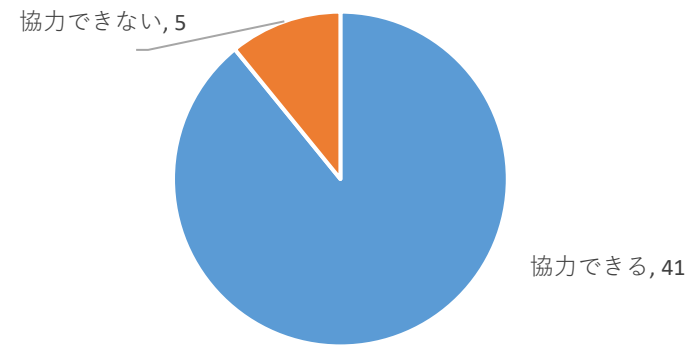
19 希望する行政機関との連携

n=83

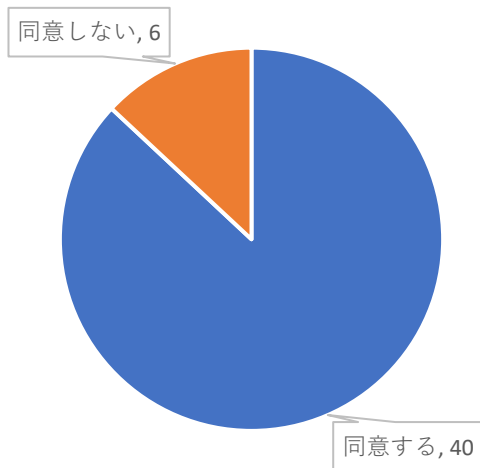


(その他)	1	制度改革や政策提言
	7	法律や条令の整備、安全の確保。
	16	受刑後の社会での就労提供
	32	センターがすでに手狭になってきたので、大きな場所を借りるための支援が欲しい
	44	各行政単位での支援機関の紹介及びつなぎをしてもらえればと思う。市内の他の担当課が女性相談を知っているかと言うと、知られていないことが多く、かかわりがある課に出向き、相談内容を伝え、適切な部署、あるいは機関を教えてもらい・・・という手順を踏むのだが、時に適切な部署がわからないということがある。特に小さな町村の場合、一人の担当者が複数の仕事を担当していることも多く、「うちにはそういうところはない」ということがある。近隣の町村で合同で担当するような方法はないのだろうかと思うことがある。
	46	大阪市、大阪府、大阪府議、医師会等と連携し充実した支援センターを再構築する

20 今後の調査やヒアリングへの協力の可否 n=46



21 府内市町村への情報提供 n=46



22. 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されるにあたってのご意見があれば教えてください。

1	女性と言った際にはもっと多様な視点が必要だと考えています。
2	実際どのように支援がなされていき、どんな社会を目指していくのかを勉強していきたい
3	「困難な問題」の理解を広く持ってほしい。上記の設問でもすでにDVや虐待という分野に限られている印象を受けるが、女性が直面する困難がどのようなものがあるのかを見据えた上で、広く適応するような法律の運用がなされることが望ましいと思う。
5	<p>・市町村の窓口で一時保護をするか、しないかだけで「支援するか、しないか」を決定せず、一時的な宿泊や避難であっても継続して女性相談支援員が対応することを明確化し、可能な体制を整備してほしい。また、市町村の女性相談員は、直接被害当事者から相談を受ける立場であり、同時に複数の機能を求められる重要な役割をになあっている。過重労働にならないよう、被害当事者の支援がスムーズに進むよう、女性相談支援員の配置については、人口比で配置人数の目安を設定し、複数配置、常勤雇用を推奨するように定めて欲しい。</p> <p>・入所者の殆どが何らかの障害や疾病を抱えていることを考えると医療や障害福祉に対して、女性支援に関する研修を実施することができれば回復を遅らせる二次加害を防ぎアフターケアできる機関を増やすことができる。現状では障害福祉サービス事業者が受け皿になっていることもあるが、トラウマの視点に欠け、配慮がないために被害当事者が傷つくケースを何度か経験した。そういったことを防ぐためにも障害福祉サービス事業者への研修を義務化してほしい。</p>
7	定期的にこの法律の施行の状況についての検討等、その結果に基づいて所要の措置を実施することが必要ではないでしょうか。

9	<p>困難な問題を抱える女性への根強い偏見をなくし、相談窓口となる団体や支援に関わる相談員のスキルアップが必要である。さまざまな暴力被害により、精神疾患を持たざるを得なかった女性が多くみられるが、そういった女性にたいする根深い差別意識が支援を妨げている実態があることを無視することはできない。1人ひとりの女性のニーズを把握して、よりそい、それぞれの困りごとをオーダーメイドでコーディネートしていく支援が求められている。</p>
11	<p>必要な方に施設をもっと利用してもらいたいという期待とともに、複雑多様化する利用者が抱える課題を受け止め、利用者のニーズに適した支援をきちんと提供できるのか？職員の力量が備わっているのか？ということ等に不安がある。</p>
14	<p>・当事者の最も身近な相談場所である全市区町村に女性相談支援員が複数人配置されるように後押ししてください。そして、相談が有効に機能するように連携（児童、障害、生活保護、高齢福祉など）しやすい地位への配属を後押ししてください。〇〇（法人名）の相談現場で見聞きする市区町村の現状は、「配偶者からのDVにしか対応しない」「一時保護をするかしないかという支援メニューしかない」というようなことがあるので（当事者も法人も直接言われることがある）、対応できる女性相談支援員の働きが求められています。また、市区町村の相談員へのフォロー、SV、研修、支援調整会議等のために、女性相談センターに正規の専門職員を増やしてください。</p> <p>・これまでの福祉政策（児童、高齢、障害、生活困窮者等）の中で充分に対応しきれなかった女性の困難に対応する根拠法ができたので他の福祉分野と並んで女性福祉（女性の安全、健康、人権）に取り組み、充実させてください。有効な福祉的支援（介入）によって防げるはずの女性の殺人や自死、搾取等がたくさんあります。その砦となるのが女性支援法だと考えます。</p>

15	<p>一時生活支援事業である生活ケアセンターにつながる女性には、暴力や虐待の被害で家にいることができず、居所をなくし、点々としたり、それによって病気になっているケースが多い。しかし、生活ケアセンターでは、ケースをDVのケースとそれ以外のケースに分け、DVケースに関してはカウンセリングなどの専門的な支援を受けることができるが、それ以外のケースは受けることができない。施設につながる直前の問題がDVかどうかによってケースを分けて支援するのではなく、ケース全体を「困難な問題を抱える女性」として同じような支援ができればよいと以前から考えていた。今回の法律の施行によって、そのあたりの問題が解消できたらと思う。</p>
16	<p>現場で働くスタッフのケア 簡易な手続きでの緊急サポートや介入が可能になるようにしてほしい。 依存症女性が利用できる社会資源の拡大 や、財政面の簡易な補助制度</p>
17	<p>セックスワーカーやトランスジェンダーの人々がすでに現実社会で生活を送っていることをしっかりと踏まえ、職業やセクシュアリティを理由に支援から排除されないことを望みます。</p>
18	<p>トランスジェンダー女性が、相談や居住支援から排除されたり差別的扱いを受けないか危惧している。</p>
20	<p>レズビアン女性、バイセクシュアル女性、トランス女性にもDVを受けている人や性被害にあっている人、生活に困窮している人はいます。性的マイノリティの現状も踏まえた支援ができるようにしていただきたい。</p>

22	<p>ジェンダーギャップ指数はG7で最下位、世界全体で116位と、日本のジェンダー平等への取組みは後れをとっている。経済面からは賃金格差や収入格差、そして雇用格差がある。それはコロナの影響もあり職を失った多くは非正規雇用の女性であり、そしてシングルマザーの2人に1人は非正規雇用であり、その影響は子どもの教育環境にまで及んでいる。コロナ禍で、窮状や家庭内暴力などの問題を抱えたままの女性が増加している現状。この法律により、今まで比較的緊急性のない女性への支援にも手が差し伸べられる、女性たちの味方となる法律であることを期待する。</p>
27	<ul style="list-style-type: none"> ・DV被害者の方が逃げる決意をしても、経済面の不安によりとどまざるを得ない状況がある。この時に、どのような場所を本人が選んだとしても、費用負担が発生しないような施策を考えてもらいたい。 ・女性支援に必要な部署（多方面に渡ると考えられる）の緊密な連携が図られるよう配慮してもらいたい ・自立支援施設の退所後も、アフターケアが必要なケースもある。また、自立支援施設を利用しなかった人にも必要である。暴力の環境から離れている人も後遺症について相談できる窓口を設けてほしい。 ・民間団体の支援に継続的に単価を発生させ、民間団体の運営の安定化を図る仕組みをつくってほしい。
30	<p>法律施行に伴い、関連する施策に十分な予算措置を期待します。また、民間団体の役割も重要だと思しますので、そういった団体への予算措置も必要ではないかと思う。</p>

31	<p>DV被害については、制度的にも充実していると思われるが、同様のDV被害や虐待であるにもかかわらず、被害者が障害者であるため、管轄が障害福祉課になり、この制度の中での支援ではかなり難しさがあった。精神障害を持つ方の多くは厳しいルールのあるシェルター・複数人での共同生活に対する拒否があり、理解をしてもらえなかったと言って当団体にこられる方が多くいます。またDV相談に行くと、障害福祉に相談するように言われ、障害福祉に相談するとDV相談に行くようにいわれるなど、相談窓口をたらいまわしにされているケースも多くあります。（DV相談から子育て支援課に、子育て支援課から保健師に、保健師から別の部署にと区役所の中を一周するほどにたらいまわしにされ、結果的何も繋がらなかった、進まなかった。話も聞いてもらえなかった。母子もいました）法テラスの相談に行くように言われ、弁護士から「そのケースは離婚は難しい」と言われ最後の砦と思って相談に行った女性が「もうどこにも頼れるところがないんだ」とってしまったというケースもあります。連携は必要であるが、たらいまわしにならないような制度や体制作りが必要と思います。</p>
32	<p>レズビアン女性、バイセクシュアル女性、トランスジェンダーもジェンダーに起因した困難を抱えている。計画、実施など、あらゆる段階で、当事者の声を聞き、より包括的な施策の推進をお願いしたい。</p>
35	<p>法律の内容につきましては、これから勉強し理解を深めなければならない状況です。施設の機能を活かし、関係機関との連携を図りながら、当施設が困難な問題を抱える女性への支援に何処までどの様に取り組めるか、情報交換を行い検討を重ねていきたいと思ひます。</p>
37	<p>支援について、施設任せにしてしまうと、施設間格差も問題となってしまうかねない為、大筋のマニュアル作りが必要であると感じる。最低基準ではなく、支援においてまた、支援する側への財政面での補助等が求められる。</p>

41	<p>困難な問題を抱える女性 との表現もとてもあやふやなものだと思う。実際に困難な状況に居る方自身、自分がおかれている状況を認識できていない方が多いのではないか。支援のための法律は必要だが、もっと分りやすい身近なものであって欲しい。</p>
42	<p>法律のポイントをわかりやすく学べる機会を設けてほしい。</p>
44	<p>「指導から支援に」という理念は素晴らしいが、難しい事案に対応するためには、人手が不足していると思う。一人職場の相談員がハードなケースに出会い、退職してしまうのはとてももったいないと思う。また3年、5年の雇止めのため、新しい相談員が育っていかない。育ったとしてもその知識や技術を次の世代に伝えていくことができない。女性相談全体としては蓄積があるように見えるが、個々の現場では相談員が手探りで相談業務にあたっているのが現実だと感じる。また雇止めがあるため、何年も同じ職場で働き続けるということがなく相談体制が分厚くなっていかない。</p>
45	<p>より柔軟性のある支援体制（フレックシブルな事業の就労体制の充実に資することを旨）を整備してほしい。 ・女性支援のための支援員の人員不足解消につながる施策を実施してほしい。</p>
46	<p>性暴力被害者支援についてはこの法律についても重要な課題だと思われる</p>

23. その他、ご意見等があれば教えてください。

1	シングルマザーや若年女性のサポートをしています。活動して10年が経ち、ますますみなさん本当にひどい状況に置かれています。ぜひ共に困窮されている方々のためによりしくお願いいたします。
3	NGO等との意見交換の場やシステム構築を行うのであれば声をかけていただければ参加します。
5	・母から子への精神的虐待や金銭搾取の場合、母子関係のアフターフォローが必要になる。親子関係が難しくなった場合に、関係断絶を前提とした支援しか選択肢がない現状。経済的に一人では自立が難しい場合も、婦人保護施設のような施設と支援が柔軟に運用できれば有効な社会資源となる。一時保護の委託だけでなく、婦人保護施設のような長期入所（グループホーム）の委託も可能となる仕組みがあれば、民間団体も受けやすい。
7	* DV被害など様々な被害や困難な環境にある人たちや経験した人たちが希望を持って安心して生きていけるよう、法律や条例の整備は必要であると強く感じます。 * DVなどの被害にあわれている人、問題を抱える人への支援活動などを行う団体への安全や経済的支援を要望します。
12	女性支援と母子生活支援施設の根拠法が違うため、中々連携をとることが難しいため、包括的に支援できる体制を望みます。
22	行政も民間団体も目的に向かって共同するフラットな関係性が必要。

31	<p>18歳は未成年ではありませんが、住宅を借りるのに、ハードルが高くなっています。緊急連絡先や保証人がいない方も多く存在し、家賃保証会社の審査がなかなか通らない方も多く、新居をかりるための特別な制度がこれから必要ではないかと思います。</p>
42	<p>渋谷で若年女性支援活動を行うコラボへの攻撃は許されないと感じており、東京都の姿勢が問われていると思う。移動型のバスカフェや宿泊のできるシェルターなど、大阪でも喫緊の検討課題だと思う。アメリカ村や戎橋に集まる少女たちの安全と保護と支援を願う。</p>
44	<p>機関によってはハードな相談に対応しなければならないが、相談内容及び必要とされる支援の内容が低賃金、昇給なしという労働条件に見合わないことがある。またせっかく相談事業に参入してくれた人が長く働き続けるために必要なサポートが十分ではないと感じる職場がある。相談員のメンタルヘルスと技術の向上のために、研修への参加、定期的なスーパービジョン、同業種の相談員同士の交流などが重要だと思うが、十分に行われているとは言い難いように思う。そうした傾向は特に男女共同参画の現場で強いと感じている。男女共同参画の相談には「今すぐの命の危険」がある人は少ないかもしれないが、暴力や虐待の防止、より早く確実な回復等に資するところがあると考えている。</p>